

令和6年10月から 児童手当制度が改正されます

改正内容

	令和6年10月支給分まで	令和6年12月支給分から																					
支給対象児童	15歳到達後の最初の年度末まで	18歳到達後の最初の年度末まで																					
所得制限	あり	なし																					
手当月額 ※()の額は 第3子以降	<table border="1"> <tr><td>0～2歳</td><td>15,000円</td><td>(15,000円)</td></tr> <tr><td>3歳～小学生</td><td>10,000円</td><td>(15,000円)</td></tr> <tr><td>中学生</td><td>10,000円</td><td>(10,000円)</td></tr> <tr><td>高校生</td><td>0円</td><td>(0円)</td></tr> </table>	0～2歳	15,000円	(15,000円)	3歳～小学生	10,000円	(15,000円)	中学生	10,000円	(10,000円)	高校生	0円	(0円)	<table border="1"> <tr><td>0～2歳</td><td>15,000円</td><td rowspan="5">(30,000円) ※全ての 子どもが対象</td></tr> <tr><td>3歳～小学生</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>中学生</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>高校生</td><td>10,000円</td></tr> </table>	0～2歳	15,000円	(30,000円) ※全ての 子どもが対象	3歳～小学生	10,000円	中学生	10,000円	高校生	10,000円
0～2歳	15,000円	(15,000円)																					
3歳～小学生	10,000円	(15,000円)																					
中学生	10,000円	(10,000円)																					
高校生	0円	(0円)																					
0～2歳	15,000円	(30,000円) ※全ての 子どもが対象																					
3歳～小学生	10,000円																						
中学生	10,000円																						
高校生	10,000円																						
支払い期月	年3回(2・6・10月)		年6回(2・4・6・8・10・12月)																				
第3子の 算定範囲	18歳到達後の最初の年度末まで <table border="1"> <tr> <td>大学2年 (20歳)</td> <td>高校2年 (17歳)</td> <td>中学1年 (13歳)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象外</td> <td>第1子 0円</td> <td>第2子 10,000円</td> </tr> </table>	大学2年 (20歳)	高校2年 (17歳)	中学1年 (13歳)				対象外	第1子 0円	第2子 10,000円	22歳到達後の最初の年度末まで <table border="1"> <tr> <td>大学2年 (20歳)</td> <td>高校2年 (17歳)</td> <td>中学1年 (13歳)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1子 0円</td> <td>第2子 10,000円</td> <td>第3子 30,000円</td> </tr> </table>	大学2年 (20歳)	高校2年 (17歳)	中学1年 (13歳)				第1子 0円	第2子 10,000円	第3子 30,000円			
大学2年 (20歳)	高校2年 (17歳)	中学1年 (13歳)																					
																							
対象外	第1子 0円	第2子 10,000円																					
大学2年 (20歳)	高校2年 (17歳)	中学1年 (13歳)																					
																							
第1子 0円	第2子 10,000円	第3子 30,000円																					

手続き

児童手当の受給には手続きが必要な場合があります。下表をご確認ください。

新たに受給資格が生じる人	①受給資格者が所得限度額超過により、現在、児童手当・特例給付を受給していない人	「認定請求書」の提出が必要 ※対象と思われる人には8月下旬に通知を送付しています。通知が届いていない人で、該当すると思われる人は、照会先にご連絡ください。
	②中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している人	
受給額が増額する 現行受給者	③一定上の所得額以上で、特例給付を受給している人	申請不要
	④支給要件児童として認定されている高校生年代の児童と中学生以下の児童を養育している人	
	⑤現在多子加算を受けている人 (⑧に該当する場合を除く)	
	⑥新たに多子加算を受けることとなる人 (⑧に該当する場合を除く)	
	⑦支給要件児童として認定されていない高校生年代の児童と、支給要件児童として認定されている中学生以下の児童を養育している人	「額改定請求書」の提出が必要
⑧新たに多子加算の対象となる平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの子どもがいる人	「額改定請求書」と「監護相当・生計費負担についての確認書」の提出が必要	

※受給資格者(申請者)は、父母のうち所得が高い方となります。

※公務員は、勤務先での手続きとなります。



◀改正内容の詳細は
市ホームページをご確認ください。

照会 こども未来課 ☎0537-1120